

平成 21 年 6 月の規制改革要望の集中受付月間（あじさい要望）に寄せられた提案内容と一次回答

【提案内容】

提案事項管理番号	5018001
要望事項（事項名）	「メディカルスクール」設置のための医師法、大学院設置基準等の改正
求める措置の具体的内容	「メディカルスクール」設置のために、 ①大学院設置基準（第 32 条）に定められた医学博士課程を、当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限 6 年であるもの以外にも門戸を開き、医学を履修するカリキュラムに改変することを許可する。 （「メディカルスクール」） ②医師法（第 11 条）に定められた医師国家試験の受験資格を、大学医学部で正規の課程を修めて卒業した者以外の者へも拡大し、①の課程を修めた者に医師国家試験の受験資格を与える。
具体的事業の実施内容・提案理由	「メディカルスクール」は、医学部以外の 4 年制大学卒業生を入学させ、4 年間の勉学を終了後は医師国家試験の受験資格と医学博士の資格を与えるものである。高校卒業後ではなく、大学卒業後の 22 歳以降に入学するため、医療への献身的な心構えを持ち、人間的に成熟している学生を選抜できる可能性が高い。また、4 年間の大学教育で幅広い基礎学力をつけている学生が対象となることから、質の高い斬新な教育カリキュラムを導入することが可能となる。カリキュラムは米国のデューク大学やカナダのマクマスター大学のカリキュラムを参考に、徹底した少グループでの問題解決型チュートリアルと診療参加型臨床実習、約半年間の集中的な研究期間を設ける。教養と社会性を兼ね備え、かつ高い臨床技倆を有する臨床医と臨床研究者の養成を目的とする。
提案主体名	(財) 聖路加国際病院

【一次回答】

制度の所管・関係官庁	文部科学省、厚生労働省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院設置基準第 36 条（※32 条は平成 20 年改正により 36 条）は、医学を履修する博士課程の修業年限の特例を定めたものであり、6 年制の医学部医学科を卒業した者に入学者を限るという趣旨の規定ではない。</li> <li>・医学部以外の学部卒業後の学生が医学部に編入する「学士編入学制度」が設けられている。</li> <li>・医学博士課程は医師法上の「医学の正規の課程」には当たらず、当該課程を修めた者には医師国家試験の受験資格は与えられない。</li> </ul>
措置の分類	C（措置困難）
措置の概要（対応策）	現行制度においても、医学部以外の学部を卒業した者が「正規の課程」である医学部の大学が定める年次に入学する学士編入学制度を通して、医療への献身的な心構えを持ち、人間的に成熟している者が医学の道に進むことが可能となっている。